

に関する命令

議 決 権 代 理 行 使 委 任 に 関 する 報 告 書
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名				
	住 所		国 籍		
	職 業				
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		責任者記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地		担 当 者 電 話	

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称			
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 総 議 決 権	個		
2	委任した議決権の数量等	数 量 個		
		委任後の議決権比率	%	
3 相 手 方 の 委 任	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地		(3) 国籍	
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容		(5) 資本金	
4	委 任 年 月 日			
5	そ の 他 の 事 項			

(記入要領)

- 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有

価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

- 4 「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後に於ける報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量(直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第5号イに該当するものに限る。)に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。)の総議決権に占める割合を記入すること。
- 5 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
- 6 「5 その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、委任しようとする議決権を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。
- 7 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本産業規格A4)